

社会福祉法人 岩手県同胞援護会定款

社会福祉法人 岩手県同胞援護会

目 次

第 1 章	総則	(第 1 条～第 4 条)	1
第 2 章	評議員	(第 5 条～第 8 条)	1
第 3 章	評議員会	(第 9 条～第 15 条)	3
第 4 章	役員及び職員	(第 16 条～第 23 条)	5
第 5 章	理事会	(第 24 条～第 28 条)	7
第 6 章	資産及び会計	(第 29 条～第 36 条)	8
第 7 章	解散	(第 37 条～第 38 条)	11
第 8 章	定款の変更	(第 39 条)	11
第 9 章	公告の方法その他	(第 40 条～第 41 条)	12

社会福祉法人岩手県同胞援護会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

ア ●●●●施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

ア 保育所の経営

イ 地域子育て支援拠点事業の経営

ウ 一時預かり事業の経営

エ 病児保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人岩手県同胞援護会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県盛岡市黒石野一丁目12番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、法人の事務局員（理事を除く。）1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 6 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員の権利義務を有する。
 - 3 評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関して必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定める。

第3章 評議員会

(成立)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。なお、過半数の出席がなければ開くことができない。

(議長)

第10条 評議員会に議長を置く。議長は、その都度評議員の互選とする。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基

づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定員を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長及び1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 役員の報酬は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 第1項及び第2項に関して必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第5章 理事会

(成立)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。なお、過半数の出席がなければ開くことができない。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたとものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(8 0 8 . 1 5 平方メートル)

(2) 岩手県 ●●●●●●●●●●所在の ●●●●●●●●敷地
(985.45 平方メートル)

(9 9 8 . 5 0 平方メートル)

(4) 岩手県盛岡市青山二丁目9番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
青山保育園園舎1棟(1,117.38平方メートル)

(5) 岩手県盛岡市黒石野一丁目10番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階
建くろいしの保育園園舎1棟(1,003.44平方メートル)

(6) 岩手県盛岡市青山三丁目 253 番地 3、253 番地 1、253 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建みたけ保育園園舎 1 棟 (1,232.49 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、盛岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、盛岡市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会が定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければな

らない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終まる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合の残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、盛岡市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を盛岡市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人岩手県同胞援護会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会長（理事）	南部利英
副会長（理事）	佐藤邦雄
〃	山本彌之助
常務理事	山添健三郎
理事	千田正
〃	橋本八百二
〃	伊藤佐十郎
〃	平原三郎
〃	池野権治
〃	佐藤庄兵衛

附 則（盛岡市指令28地第5-19号）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（盛岡市指令28地第5-60号）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（盛岡市指令30地第1-4号）

この定款は、平成30年6月18日から施行する。

附 則（盛岡市指令31地第1-1号）

この定款は、平成31年4月17日から施行する。

【沿革】

昭和27年 5月17日	恩賜財団岩手県同胞援護会を社会福祉法人岩手県同胞援護会へ組織変更厚生大臣認可
昭和29年 6月30日	定款変更厚生大臣認可(事務所所在地の変更等)
昭和31年11月27日	定款変更厚生大臣認可(大槌授産場の追加等)
昭和33年12月13日	定款変更厚生大臣認可(福岡授産場の追加等)
昭和34年6月11日	定款変更厚生大臣認可(●●●●施設の設置経営追加)
昭和38年3月4日	定款変更厚生大臣認可(資産金額の削除)
昭和63年8月4日	定款変更岩手県知事認可(廃止事業所の削除、役員等の定数の変更、条文の整備等)
平成3年8月30日	定款変更岩手県知事認可(●●●●施設の名称変更、基本財産の増加)
平成5年8月9日	定款変更岩手県知事認可(目的の変更、条文の整備等)
平成6年 8月30日	定款変更岩手県知事認可(理事会、評議員会規定の変更、監事監査規定の追加、条文の整備等)
平成10年6月11日	定款変更岩手県知事認可(監事による監査、決算、会計処理基準の規定の追加及び条文の整備等)
平成12年3月 3日	定款変更盛岡地方振興局長認可(定款変更規定及び監事の監査報告規定の改正等)
平成14年6月5日	定款変更盛岡地方振興局長認可(目的の変更、経営の原則、役員の報酬等規定の追加、決算規定の整備等)
平成15年4月4日	定款変更盛岡地方振興局長受理(基本財産の増加)
平成17年1月24日	定款変更盛岡地方振興局長受理(公告の方法の改正)
平成18年1月11日	定款変更盛岡地方振興局長認可(子育て支援事業新設等)
平成19年1月4日	定款変更盛岡地方振興局長認可(障害福祉サービス事業追加)
平成20年3月28日	定款変更盛岡地方振興局長受理(公告の変更)
平成20年7月 9日	定款変更盛岡市長認可(所轄庁の変更)
平成21年11月18日	保護授産場廃止盛岡市長認可(事業の廃止)
平成22年4月27日	定款変更盛岡市長認可(社会福祉事業、法人事務所の変更)
平成23年1月19日	定款変更盛岡市長認可(役員及び評議員の定数、職務代理者)
平成24年8月28日	定款変更盛岡市長認可(旧保護授産場及●●●●の建物の基本財産を解体撤去処分したことによる定款からの削除)
平成24年10月25日	定款変更盛岡市長認可(第1条(目的)に「一時預かり事業」を追加)
平成25年4月30日	定款変更盛岡市長認可(第19条(資産の区分)の基本財産から旧保護授産場等跡地を削除)
平成26年3月26日	定款変更盛岡市長認可(第1条(目的)くろいしの保育園の設置経営を追加、第4条法人事務所所在地の変更、第19条(基本財産)くろいしの保育園園舎1棟追加)
平成29年1月19日	定款変更盛岡市長認可(社会福祉法の一部改正に伴う変更)

平成29年3月30日 定款変更盛岡市長認可(第1条(目的)病児保育事業を追加、第19条(基本財産)みたけ保育園園舎1棟追加)

平成30年6月18日 定款変更盛岡市長認可(第32条(事業計画及び収支予算の変更)の一部改正)

平成31年4月17日 定款変更盛岡市長認可(第22条(役員報酬)及び第29条2項(基本財産の面積の変更)の一部改正)